

福岡県中小企業高度化資金貸付規則（昭和四十八年福岡県規則第三十五号）新旧対照表

改正案

現行

附則				
1 (略)				
2	令和三年四月一日から令和九年三月三十一日までの間、金融機関保証によって債権の保全が図られているものに係る貸付けの決定の別表二の規定の適用については、同表中「百分の八十」とあるのは「百分の九十」とする。			
3	令和三年四月一日から令和九年三月三十一日までの間、金融機関保証のみによって債権の保全が図られているものに係る貸付けの決定の別表二の規定の適用については、同表中「〇・八〇パーセント」とあるのは「年〇・二〇パーセント」とする。			

別表第二（第四条関係）

別表第二（第四条関係）

項	貸付金の種類	貸付割合	利率 (年利)	償還期限 (据置期間を含む)
一 小規模事業者 貸付	別表第一の八の項又は整備資金（事業は九の項に掲げる事業を行う者）（〇・八パーセント） 業のうち、小規模事業者（常時使用する第一項及び第二項に掲げる従業員の数が二十人以内） （商業又はサービス事業を行う者（商業又はサービス事業を行う者（ソフトウェア業をいう。以下及び情報処理サービス業を除く。）に属）という。） する事業を主たる事が貸付対象事業として行う者につ設を取得し、 いては、五人）以下造成し、又はの会社、個人、企業整備するの組合及び協業組合を必要資金をいう。）が占有する。以下同施設に係る貸付け の九十以内	〇・八 以内（三年以内）	〇・八 以内（三年以内）	二十年以内（三年以内）
二 広域 貸付	別表第一の五の項か次のいずれから八の項までに掲げらるる事業のうち、当該事業に直接又は間接に参加しようとする中小企業者の当該事業に係る事務所又は事業所の所在地が四	次のいずれか 〇・八パーセント以内（三年以内）	〇・八パーセント以内	二十年以内（三年以内）

項	貸付金の種類	貸付割合	利率 (年利)	償還期限 (据置期間を含む)
一 小規模事業者 貸付	別表第一の八の項又は整備資金（事業は九の項に掲げる事業を行う者）（〇・六パーセント） 業のうち、小規模事業者（常時使用する第一項及び第二項に掲げる従業員の数が二十人以内） （商業又はサービス事業を行う者（ソフトウェア業をいう。以下及び情報処理サービス業を除く。）に属）という。） する事業を主たる事が貸付対象事業として行う者につ設を取得し、 いては、五人）以下造成し、又はの会社、個人、企業整備するの組合及び協業組合を必要資金をいう。）が占有する。以下同施設に係る貸付け の九十以内	〇・六 以内（三年以内）	〇・六パーセント以内	二十年以内（三年以内）
二 広域 貸付	別表第一の五の項か次のいずれから八の項までに掲げらるる事業のうち、当該事業に直接又は間接に参加しようとする中小企業者の当該事業に係る事務所又は事業所の所在地が四	次のいずれか 〇・六パーセント以内（三年以内）	〇・六パーセント以内	二十年以内（三年以内）

改正案

	三 施設 再整 備貸 付	次のいずれかの要件に該当するもの イ 過去に、別表第一の一の項から九の項までに掲げる事業のうちの一つの事業を行つた中小企業者が、当該事業に係るものとして新分野進出等経営環境の変化に対応するために行う施設の整備又は既存施設の陳腐化、老朽化等を解消するための施設の再整備に係る貸付け	以上の都道府県の区域にわたるものに係る貸付け
ロ 別表第一の八の貸付け	イ 過去に、別表第一の一の項から九の項までに掲げる事業のうちの一つの事業を行つた中小企業者が、当該事業に係るものとして新分野進出等経営環境の変化に対応するために行う施設の整備又は既存施設の陳腐化、老朽化等を解消するための施設の再整備に係る貸付け	一の項、前項及び次項の貸付けの区分とセント	以内（前項に掲げる小規模事業者貸付の要件に適合する場合、整備資金の百分の九十以内） 二 特定中小企業団体の組合員等である特定中小事業者、企業組合又は協業組合に貸し付けられる場合にあつては、当該者が整備資金の財源として事業実施者に対して負担する金額（以下「負担額」という。） ）の百分の八十以内
		〇・八	
		二十年以上（三年以内）	

現行

	三 施設 再整 備貸 付	次のいずれかの要件に該当するもの イ 過去に、別表第一の一の項から九の項までに掲げる事業のうちの一つの事業を行つた中小企業者が、当該事業に係るものとして新分野進出等経営環境の変化に対応するために行う施設の整備又は既存施設の陳腐化、老朽化等を解消するための施設の再整備に係る貸付け	以上の都道府県の区域にわたるものに係る貸付け
ロ 別表第一の八の貸付け	イ 過去に、別表第一の一の項から九の項までに掲げる事業のうちの一つの事業を行つた中小企業者が、当該事業に係るものとして新分野進出等経営環境の変化に対応するために行う施設の整備又は既存施設の陳腐化、老朽化等を解消するための施設の再整備に係る貸付け	一の項、前項及び次項の貸付けの区分とセント	以内（前項に掲げる小規模事業者貸付の要件に適合する場合、整備資金の百分の九十以内） 二 特定中小企業団体の組合員等である特定中小事業者、企業組合又は協業組合に貸し付けられる場合にあつては、当該者が整備資金の財源として事業実施者に対して負担する金額（以下「負担額」という。） ）の百分の八十以内
		〇・六	
		二十年以上（三年以内）	

				改正案
	四 普通貸付	別表第一の一の項から九の項までに掲げる事業のうち一の項から前項までに掲げる貸付け以外のもの又は別表第一の一〇の項若しくは一一の項に係る貸付け)	次のいずれか○・八 ○パー内(三年以内)	
		次に貸し付ける場合には、 あつては、 整備資金の 百分の八十 以内		
		、別表第一の一の項二、事業協同組合等若しくは事業協同小組合の組合員等である特定中小事業者、企業組合若しくは協業組合又は特定中小企業団体の組合員等である特定中小事業者、企業組合若しくは協業組合に貸し付ける場合には、当該者の負担額の百分の八十以内		
				現行
	四 普通貸付	別表第一の一の項から九の項までに掲げる事業のうち一の項から前項までに掲げる貸付け以外のもの又は別表第一の一〇の項若しくは一一の項に係る貸付け)	次のいずれか○・六 ○パー内(三年以内)	
		次に貸し付ける場合には、 あつては、 整備資金の 百分の八十 以内		
		、別表第一の一の項二、事業協同組合等若しくは事業協同小組合の組合員等である特定中小事業者、企業組合若しくは協業組合又は特定中小企業団体の組合員等である特定中小事業者、企業組合若しくは協業組合に貸し付ける場合には、当該者の負担額の百分の八十以内		